

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 埼玉県議会定例会の招集 (財政課) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (利根振興) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (北部振興本庄事務所) 二
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額 (人事課) 二
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額 () 二
- 広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務の随意契約の相手方等に関する告示 (医療整備課) 三
- 電子納品保管管理システムのサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示 (技術管理課) 三

- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 三
- 測量法に基づく公共測量の終了 () 三
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 三
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 四
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する告示 (特別支援教育課) 四
- 警察情報管理システム用サーバの賃貸借契約に係る随意契約の公示 (会計課) 七
- 保管場所証明電子化システムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 () 七
- 警察ネットワーク用端末装置等の賃貸借契約に係る随意契約の公示 () 八
- 宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に係る落札者の公示 () 八

- 指紋自動識別システムの賃貸借に係る落札者の公示 (会計課) 八
- 110番ネットワークシステムの賃貸借に係る落札者の公示 () 八
- 通信指令システムの賃貸借に係る落札者の公示 () 八
- 放置駐車違反管理システムの賃貸借に係る落札者の公示 () 九
- 県道片柳川越線の区域の変更 (飯能県土) 九

告示

- 県道片柳川越線の供用の開始 (飯能県土) 九
- 県道大野東松山線の区域の変更 (東松山県土) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了公告 () 一〇
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 (行田県土) 一一
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一一

埼玉県告示第八百九号

埼玉県議会平成二十年六月定例会を六月十七日に招集する。
平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年六月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こすもす
- 三 代表者の氏名
竹田 光男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市大字岡古井字川面百九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、心の病を持つ方々に作業の場を提供し作業訓練や環境美化活動などを通じて生活リズムを整え社会参加ができること又地域の方々とも良好な関わりをもって社会貢献ができることを目的としています。

埼玉県告示第八百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

埼玉県告示第八百一十二号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.satamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。
平成二十年六月十日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国環境創造空館サニーちゃんの家

三 代表者の氏名

杉田 圭司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市小島南三丁目十一番十

五号

五 定款に記載された目的

この法人は、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物から生産される有機質肥料の普及、野菜や花卉の「本庄ブランド」の周知及び生徒・児童などに対する環境教育を行うことにより、環境保全並びに本庄地域の振興を図ることを目的とする。

補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十年六月十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十年六月十日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田 清 司

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四一四円	一三、五一二円
二十歳以上二十五歳未満	四、九六七円	一三、五一二円
二十五歳以上三十歳未満	五、八二七円	一三、七二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇〇六円	二〇、〇七二円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七三円	二二、六四六円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三五円	二四、一五七円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六九円	二四、三八〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九一二円	二三、八九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、五五〇円	二一、一一〇円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇九〇円	一四、三五三円
七十歳以上	四、〇九〇円	一三、五一二円

埼玉県告示第八百一十三号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年

埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補

償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成二十年六月十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十年六月十日以後の期間に係る介護補償につい

て適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百九十円」を「十万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

埼玉県告示第八百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量 広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号

5 契約金額 109,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量 電子納品保管管理システムのサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成20年5月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 三菱電機ケルソネット株式会社 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 5 落札金額

106,463,700円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 平成20年3月25日

埼玉県告示第八百十六号

測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社長川本得信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関 独立行政法人都市再生機構
- 二 作業種類 公共測量(二級及び三級基準点測量)
- 三 作業地域 三郷市幸房、花和田、谷口、谷中、彦江、新一丁目、栄一丁目、栄二丁目、各一部
- 四 作業期間 平成二十年六月一日から平成二十年十二月三十一日まで

平成十九年埼玉県告示第六百十号で公示した公共測量(世界測地系への座標変換)は、平成二十年一月三十一日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社長川本得信から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百十八号

平成十九年埼玉県告示第五百十三号で公示した公共測量(二千五百分の一都市計画図作成及び一万分の一空中写真撮影)は、平成二十年三月二十一日終了した旨測量計画機関の長である羽生市長河田晃明から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 埼玉県告示第八百十九号 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合す

ると認めたので、告示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―一七―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

春日部市大沼四丁目七十五番一
三 雨水流出抑制施設の容量
容量 七九一・八二立方メートル

埼玉県告示第八百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に關する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年四月二十二日

指令東整第一九〇〇三二三号
二 検査済証番号

平成二十年六月四日第十四号
三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字間ノ田一七
七〇―一の一部、一七七〇―三、一七
七―二、一七七―一の一部、一七
七四、一七七六、一八五四―二の一部、
一七七二―二、一七七三―二、一七七
〇―一先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市上広谷四七二―八
有限会社 はちまん
取締役 富澤 由剛

参加資格者」とし、知事は一般競争入札参加資格者を県立特別支援学

校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格登録名簿に記載するものとする。

二 資格審査を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者
ロ 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から二年を経過しない者
ニ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロの一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者
(3) 道路運送法第三条第二号の特定旅客自動車運送事業の許可を受けた期間が、通算で五年未満の者

ホ 運行業務に必要な許可を受けられない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級、B級及びC級の三つの格付に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

一 一般競争入札参加資格者

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田清司

県立特別支援学校のスクールバスの運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に關する審査(以下「資格審査」という。)を受けた結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)を有するとして資格の認定を受けた者(以下「一般競争入札

(3) 固定資産自己資本率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者雇用状況

ト ISO14001の認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という)は、別記様式の申請書(以下「申請書」という)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)

第十条第一項に規定する登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書

ヘ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人

又は被補助人とする記録がないことの証明書(被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し(申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの)

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し(申請日の直前一年間の申告に係るもの)

リ 事業税の納税証明書(申請日の直前一年間の事業年度における埼玉県内の事業所に係るもの)

ヌ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ル 障害者雇用状況報告書の写し(従業員数が五十六人以上の事業者のみ必要とする。)

ヲ 障害者雇用の証明書(障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。)

ワ ISO14001認証取得登録証の写し(登録を受けている場合のみ必要とする。)

する。)

カ 委任状(入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。)

ヨ 在籍証明一覧表

タ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し(一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの)

レ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

庁第二庁舎十階 県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 電話〇四八―八三〇―六八八〇

七 資格審査の申請時期

申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十二年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によりしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説

明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地(代理人の所在地を含む。)

ニ 印鑑(実印、使用印又は代理人印)

ホ 資本金

ヘ 電話番号及びファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者雇用状況

リ ISO14001の認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ ニイ又はロのいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に關し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。

ヘ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

別記様式

新規・更新

受理日	受理種別	市町村	登録番号
年 月 日			

処理欄には記入しないでください。

県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う平成20年度及び平成21年度の県立特別支援学校のスクールバスの運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

(あて先) 埼玉県知事 平成 年 月 日

申請者 (〒) 住所又は所在地 (ふりがな)

商号又は名称 (ふりがな)

代表者職・氏名 印

電話番号 ()

○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
 - ※2 営業経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
 - ※3 営業所一覧表
 - ※4 申請者が法人の場合：商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - 5 申請者が個人の場合：市区町村長が発行する身分証明書
 - 6 申請者が個人の場合：後見登記等フレイブルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人としての記録がないことの証明書(被保佐人又は被補助人については、後見登記等フレイブルに記録されている事項の証明書)
 - 7 申請者が法人の場合：決算報告書の写し(直近時決算のもの1か年分)
 - 8 申請者が個人の場合：所得税確定申告書等の写し(直近時申告のもの1か年分)
 - 9 事業税の納税証明書(埼玉県内の事業所に係るもの直近1か年分)
 - ※10 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - 11 障害者雇用状況報告書の写し(従業員数が56人以上の事業者のみ)
 - 12 障害者雇用の証明書(障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ)
 - 13 ISO14001認証取得登録証の写し(登録を受けている場合のみ)
 - 14 委任状(入札、契約、代金の請求等を代理人に委任する場合のみ)
 - ※15 在籍証明一覧表
 - ※16 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し(一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの)
 - 17 同意書(被保佐人、被補助人又は未成年者の場合のみ)
- (注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができます。

埼玉県告示第八百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
警察ネットワーク用端末装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都新宿区
西新宿2丁目7番1号

- 5 契約金額
82,708,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

- 3 落札者を決定した日
平成20年4月3日
- 4 落札者の氏名及び住所

小山株式会社 奈良県奈良市西木辻
町88番地

- 5 落札金額
104,737,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成20年2月22日

埼玉県告示第八百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
指紋自動識別システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 5 契約金額
91,861,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
110番ネットワークシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 1 購入等件名及び数量
通信指令システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課
調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 5 契約金額
109,559,268円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第2号に該当

埼玉県告示第八百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月十日

埼玉県知事 上田 清 臣

- 1 購入等件名及び数量
通信指令システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日 随意契約の相手方の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社 東京都港 区西新橋2丁目15番12号 5 契約金額 202,305,600円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約	7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令第10条 第1項第2号に該当	1 購入等件名及び数量 放置駐車違反管理システムの貸借 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所	日立キャピタル株式会社 東京都港 区西新橋2丁目15番12号 5 契約金額 41,013,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令第10条 第1項第2号に該当
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課
及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 片柳川越線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧(A)		一〇・二五	一九・五〇	(A)及び(B)は関係図面に表示する敷地の区分であり、旧(B) は注連松橋架換えに伴う仮設橋の廃止である。
新(A)	坂戸市大字石井字蓮台五〇五番一地先から同市大字石井字又 木四九五番一地先まで	一〇・七五	一七八・〇〇	
旧(B)		一〇・五〇	一七二・五〇	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
片柳川越線	坂戸市大字石井字蓮台五〇一番六地先から同市大字石井字又木四九九番三地先まで	平成二十年六月十日午前十時	延長一八・四〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	比企郡ときがわ町大字田中字市川一三二番二地先から同郡同町大字田中字藤坂三〇番地先まで	九・一八 一・一一	三二五・〇〇	自転車歩行者道整備工事
旧		六・三〇 一一・二二		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成二十年二月十三日

二 検査済証番号

平成二十年六月三日

三 開発区域に含まれる地域の名称

第一九〇一八二号

一、七七七―七、七七七―八

比企郡鳩山町大字大橋字鳴井七七七

亀井清司

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字鯨井新田二三―二

株式会社 白金商事 代表取締役

島村 善博

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成二十年六月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

平成二十年三月二十八日

第一九〇一八七〇号

亀井清司

亀井清司

亀井清司

二 検査済証番号

平成二十年六月四日

第二〇〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字中道北

七九四一四、七九三二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪九四〇―四九

佐藤 明、佐藤 郁子

で、公告する。

平成二十年六月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀 井 清 司

平成二十年六月五日

第二〇〇〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字山ヶ谷戸字諏訪一

一六―六、一六―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市東坂戸二―三五―一〇三

馬場 勝也

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号

昭和四十九年二月五日に行つた建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四

十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

平成二十年六月十日

埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

変更番号	変更年月日	変更した指定に係る道路の位置		道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名 又は名称
第六七号 (変) 一	平成二十年五月三十日	変更前	北埼玉郡大利根町大字琴寄字荒川九〇八番一	四・〇〇	二九・二〇	東京都中野区本町六丁目二六番三号 大杉 光修
		変更後	北埼玉郡大利根町大字琴寄字荒川九〇八番一	四・〇〇	二九・二〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年六月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平 井 順 一

一 許可番号

平成二十年五月二十八日

指令杉整第二〇〇〇二九〇号

二 検査済証番号

平成二十年六月三日

杉整第三四九一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字平野七五

九―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮五五二―一

田島 宏一

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二一―(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九―(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm